

○内閣府令第 号

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の八第二項第六号及び第九条の九第六項の規定に基づき、中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条の三 法第九条の八第二項第六号に規定する信用協同組合が行う債務の保証又は手形の引受けて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>〔一・一の二 略〕</p> <p>二 法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証(金融庁長官が定めるものに限る。)</p> <p>〔三〇五 略〕</p> <p>2 信用協同組合連合会(法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。)が同条第六項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に規定する債務の保証又は手形の引受けて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法第九条の九第六項第二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証(金融庁長官が定めるものに限る。)</p> <p>〔三〇五 略〕</p> <p>〔三〇七 略〕</p>	<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条の三 〔同上〕</p> <p>〔一・一の二 同上〕</p> <p>二 法第九条の八第二項第十二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証</p> <p>〔三〇五 同上〕</p> <p>2 信用協同組合連合会(法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。)が法第九条の九第六項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 法第九条の九第六項第二号に掲げる事業に付随して行う債務の保証</p> <p>〔三〇五 同上〕</p> <p>〔三〇七 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、令和六年十一月三十日から施行する。